

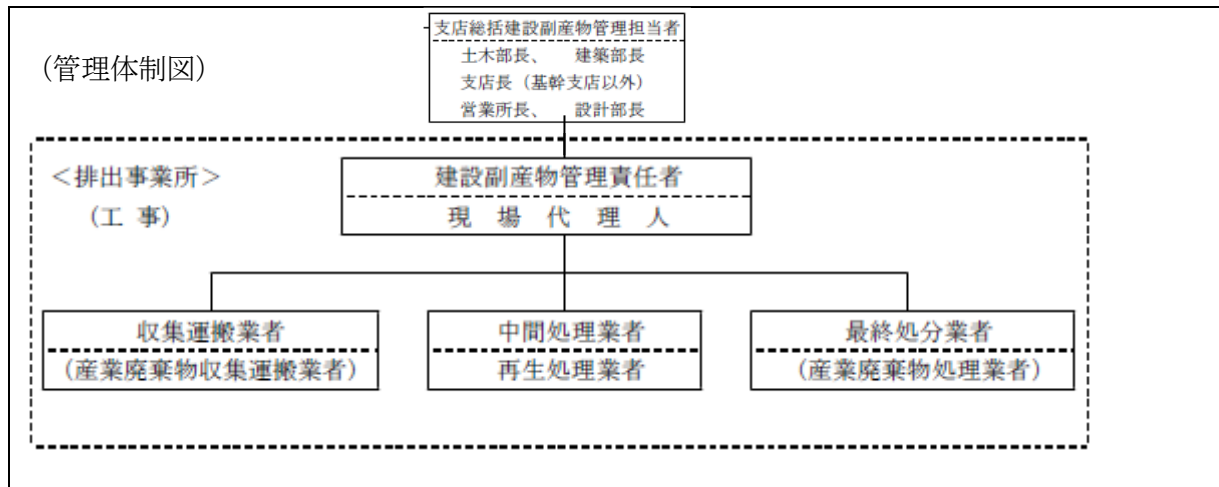
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 23日	
山口県知事	殿
提出者	
住 所 山口県周南市遠石2-7-43	
氏 名 若築建設株式会社 山口営業所	
所長 灰田 享司	
電話番号 0834-21-1709	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	若築建設株式会社 山口営業所 統括作業所
事業場の所在地	山口県周南市遠石2-7-43
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	25年度山口営業所管轄完成工事高 330,090万円
③ 従業員数	14
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	作業所施工による産業廃棄物の発生 ⇒ 運搬及び処分の委託 1) がれき：処理委託し再生砕石等。再生できないくず類については安定型処分場に廃棄 2) 廃プラスチック類：中間処理委託し、選別・圧縮等の工程を経て原燃料等として再生。 再生不可のものは安定型処分場に廃棄 3) 紙くず：中間処理委託し、製紙原料・セメント原燃料等として再生 4) 木くず：中間処理委託し、破碎後発電燃料・堆肥・マルチング材等として再生 5) 金属くず：有償売却。不可のものは中間処理委託し、原料として再生 6) 混合廃棄物：中間処理委託し選別し、上記の処理を実施。選別できないものについて は安定型もしくは管理型処分場に廃棄

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙2－1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ☐ 土木・建築工事における環境目標を設定 - 建設汚泥の再資源化率 : 土木90%、建築85% - 建設発生木材の再資源化率 : 土木80%、建築85% - 建設発生土の再資源化率 : 土木86%、建築86%		
② 計画	【目標】 別紙2－1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ☐ 土木・建築工事における環境目標を設定 - 建設汚泥の再資源化率 : 土木90%、建築90% - 建設発生木材の再資源化率 : 土木90%、建築90% - 建設発生土利用率 : 土木88%、建築90%		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、木くず、廃プラスチック等各現場にて種類ごとに分別。 石綿含有廃棄物は個別契約をおこない分別収集、処分を実施する。
② 画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記事項を継続実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙2－1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】 別紙2－1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙2－1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】 別紙2－1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組) 実施予定なし
--	--	-------------------------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和元年度）実績】別紙２－１のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】別紙２－１のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】別紙２－１のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t

	(これまでに実施した取組) 各作業所毎に産業廃棄物の適切処理・委託を徹底 ・ 中間処理施設の確認、処分場の現状確認の実施 ・ 各許可関係、中間処理後の処理ルートの確認 ・ マニフェストなどを通し、各委託業者の管理・監視の徹底 ・ 再生利用可能な廃棄物は、再生可能業者へ処理を委託している。
--	---

(第5面)

③ 計画	【目標】別紙2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度実施事項を継続実施		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2026年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	若築建設株式会社 山口営業所	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	総合建設業
-------------	----------------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	13	13									13	13	13	13						
	紙くず	1										1		1							
	木くず	37										37		37							
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	5										5		5							
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																				
	鋳さい																				
	がれき類	13,447	1,000									13,447	1,000	13,447	1,000	13,378	1,000				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		13,501	1,013	0	0	0	0	0	0	0	0	13,501	1,013	13,501	1,013	13,378	1,000	0	0	0	0